(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その５　７か月～５日契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用	27,610	24,330	21,040	17,760	14,470	11,190	7,900	
		自家用	11,500	10,520	9,540	8,550	7,570	6,590	5,600	
営業用乗用自動車		個人を除く	47,040	40,980	34,920	28,860	22,800	16,740	10,680	
		個人	23,870	21,120	18,370	15,620	12,870	10,120	7,370	
自家用乗用自動車			7,060	6,710	6,360	6,010	5,670	5,320	4,970	
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	10,410	9,590	8,760	7,930	7,100	6,280	5,450	
		最大積載量が２トン以下のもの	10,410	9,590	8,760	7,930	7,100	6,280	5,450	
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	10,410	9,590	8,760	7,930	7,100	6,280	5,450	
		最大積載量が２トン以下のもの	10,410	9,590	8,760	7,930	7,100	6,280	5,450	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用	7,440	7,040	6,630	6,230	5,830	5,430	5,020	
		自家用	7,440	7,040	6,630	6,230	5,830	5,430	5,020	
小型二輪自動車			4,750	4,730	4,710	4,690	4,680	4,660	4,640	
軽自動車		検査対象車	7,060	6,710	6,360	6,010	5,670	5,320	4,970	
		検査対象外車								
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,200	5,110	5,030	4,950	4,870	4,780	4,700	
緊急自動車			5,820	5,650	5,480	5,310	5,140	4,960	4,790	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,850	5,670	5,500	5,320	5,150	4,970	4,800	4,650
	(ロ) 小型二輪自動車		4,750	4,730	4,710	4,690	4,680	4,660	4,640	4,630
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	4,760	4,740	4,720	4,700	4,680	4,660	4,640	4,630
		検査対象外車	4,770	4,750	4,730	4,710	4,700	4,680	4,660	4,650
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,560	5,420	5,290	5,150	5,020	4,890	4,750	
	(ロ) 教習用自動車		5,560	5,420	5,290	5,150	5,020	4,890	4,750	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	7,160	6,800	6,440	6,070	5,710	5,350	4,980	
		b 小型二輪自動車	6,820	6,510	6,190	5,880	5,570	5,250	4,930	
		c 軽自動車 検査対象車	6,820	6,510	6,190	5,880	5,570	5,250	4,930	
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）本表は、沖縄県のうち（4）の表（注）２に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その１　６０か月～３２か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用								
		自家用								
営業用乗用自動車		個人を除く								
		個人								
自家用乗用自動車					11,020	10,850	10,680	10,510	10,340	10,170
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用								
		自家用								
小型二輪自動車					5,290	5,270	5,250	5,230	5,220	5,200
軽自動車		検査対象車			6,380	6,330	6,290	6,240	6,190	6,150
		検査対象外車	5,760	5,540		5,330				
原動機付自転車			5,350	5,210		5,070				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車					5,220	5,200	5,190	5,170	5,160	5,140
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車			4,920	4,920	4,910	4,900	4,890	4,880
		c 軽自動車 検査対象車								
		c 軽自動車 検査対象外車	4,880	4,840		4,790				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			4,770	4,740		4,720				

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。